

総務委員会視察研修報告書

令和6年11月5日(火)～11月7日(木)

■11月5日(火)
石川県白山市
「市民提案型まちづくり事業について」

平成28年度から開始された事業である。

対象者は公益性のある市民団体、今年度から地域コミュニティ組織を追加。対象事業は、市民団体が自主的に実施する新たな事業（既存事業外）、地域の広い範囲で事業効果がより地域の活性化や魅力の向上・課題解決に資するものなどとされている。補助金は、限度額30万円、補助率は100%。平成28年度から令和6年度まで149件の事業が採択され、約9割が継続活動されている。

■11月6日(水)
石川県宝達志水町
「能登半島地震における被害状況震災後の復旧状況と取組について」



【現地視察】「宝達志水町内の被害状況」

町内で震度5強を観測。全庁体制で避難所の開設、物資配布、給水支援、トイレ支援、入浴支援等を実施。広報活動を通じ町民の不便・不安の解消に努め、影響を最小限度にとどめる対策を講じた。開設した25か所の避難所に、想定以上の町民約半数の避難者を収容。人的被害はなく、住家1,809棟、非住家718棟の被害があった。液状化により道路の沈下、噴砂、家屋の倒壊、傾斜が発生し取り壊しを余儀なくされた建物があり、現在もなお取り壊しを待っている状態である。

今後、集落主導で避難所を運営できるよう自主防災組織の拡充、避難所物資の事前集積、必要備蓄品の数量・内容の検討（女性用品・ペット用品等）各地区での福祉施設・医療機関との連携を図り、安心できる避難行動が具体的にできるかなどの取組や半島地域特有の道路事情も課題である。

【他、研修先】
■11月6日(水)
石川県中能登町(道の駅織姫の里なかのこ)
■11月7日(木)
岐阜県白川村「世界遺産 白川郷」

【所感】

①自分の街を自分達でどうしたいのか、行政と地域住民との連携が住みやすい街をつくること
②災害対策本部と地域住民と連携して不安解消に対応することの重要性、情報を的確に捉え支援を行うこと
③自主防災組織の活性化が重要なことなど、今後参考となる事例を学ぶことができた。

文教厚生委員会視察研修報告書

令和6年11月5日(火)～11月7日(木)

■11月5日(火)
兵庫県明石市
「犯罪被害者等支援に つなぐ」

等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるとしている。

【子育て支援に係る取組について】

平成23年度に条例を制定し、5回の改正を行っている。条例制定は、当事者が声を上げ、内容も当事者のニーズに即したのものになっている。改正については、有識者による意見交換会や検討会が開催され改正。

条例制定・改正の効果として、被害者支援への市民の理解が深まり、他人事から我が事へと市民の意識が変化した。

条例の特徴として、被害者の権利を条例の名称や目的、基本理念に明記。条例の附則において、条例の検証及び見直しの規定をうたい、3年を経過することにより犯罪被害者等を取り巻く社会状況に適合しているか検証し、制度

■11月6日(水)
兵庫県伊丹市
「市立伊丹ミュージアム整備事業について」

市立伊丹ミュージアムは、みやのまえ文化の郷再整備事業の一環として、美術館や博物館などの5つの施設を集約し、令和4年度に開館。総事業費

は約16億円で、指定管理者制度を利用し、年間約2億3千万円の委託料を計上。
リニューアルの基本方針は、伊丹の歴史・芸術・文化を身近に親しむことができる総合ミュージアムとして再整備するとともに、観光・集客施設としての機能を強化した。

【所感】

犯罪被害者等支援・子育て支援に係る取組については、南島原市民一人ひとりの幸せのため、また住み続けたいまちの実現のため、このような支援等を充実させる取組の必要性を感じた。

市立伊丹ミュージアムにおいては、共有スペースで様々なジャンルの展示や製作体験が行われ、またイートインスペースでは四季に応じた食べ物などを数か月のペースで出店されており、本市においても参考になる部分が多く、今回の視察で学んだことを今後の取組に活かしていきたい。

農林水産・建設委員会視察研修報告

令和6年10月29日(火)～10月31日(木)

■10月29日(火)
福島県喜多方市
「小学校農業科」

平成18年に国の構造改革特別区域として内閣総理大臣より喜多方市小学校農業特区の認定を受け、小学校に全国初の教科としての「喜多方農業科」の授業が開始される。

現在、市内17校すべての小学校で実施している。

【体験を重視した教育】

「なす」ことによって学ぶ「精神に基づき、農業の実体験活動を重視した教育を展開する。」

一 豊かな心の育成、
二 社会性の育成、
三 主体性の育成、
農業科支援員（市民ボランティア）が農業指導を行い、堆肥については地元農業高校に供給と運搬を依頼するなど地域と連携した事業であり、減

■10月30日(水)
栃木県真岡市
「新規就農者に対する支援に つなぐ」

農業の取組や学校給食への提供も行っている。
今後は、取れた作物から弁当づくり、販売までの企業体験をとおして、農業従事者や農業に関心を持った子供達の育成を目指して行く。

農業の概要は耕地面積

7,940ha、47.4%、(田6,670ha、畑1,270ha)圃場整備率79.6%。主な作物、水稻、麦類(小麦、大麦)、いちご(生産量日本一)、たまねぎ、なす。

市単独の支援としては、初期投資に対する補助、認定農業者に10分の3、上限360万円と新規就農家賃補助、家賃の一部補助(2分の1)月の上限2万円。研修体制としては、いちごのみだが新規就農者



喜多方市での研修の様子

塾を農協が実施。

【遊休農地解消の取組】

遊休農地の農地面積に占める割合は0.24%と低く農地パトロールや利用意向調査に力を入れ発生予防に努めている。
令和5年度の解消面積2.2ha。

■10月31日(木)
「国会議員への要望」

長崎選出衆議院議員へ島原天草長島連絡道路の早期事業化等について要望書を提出した。

【所感】

市を挙げた農業の魅力や学び伝える取組や有休農地発生予防としての基盤整備の重要性や農地を遊休化させない未然防止の取組の大切さを再認識した。



Question? 百条委員会とは

Answer! 百条委員会とは、都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づき、地方議会が議決により設置する特別委員会の1つです。（特別委員会の設置根拠は地方自治法第109条）

地方自治法第100条第1項には「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」（一部抜粋）との条項があり、この権限は議会の百条調査権とも呼ばれています。

百条調査権の発動に際しては、証言・若しくは資料提出拒否に対し禁錮刑を含む罰則（同条第3項）が定められており、国会の国政調査権（日本国憲法第62条）に相当するものです。議会の議決にあたっての補助的権限、執行機関に対する監視機能、世論を喚起する作用を有しています。 【ウィキペディアより】

■百条委員会の意義としては以下のようなものが挙げられます。

1. 行政監視機能
議会が行政をチェックし、不正や問題点を明らかにすることができます。
2. 住民への説明責任
調査結果を公開することで、住民に対する説明責任を果たすことができます。
3. 再発防止
問題の原因を究明し、再発防止策を提言することができます。
4. 議会の存在感
議会が主体的に調査を行うことで、二元代表制における議会の役割を示すことができます。